

令和 8 年 6 月 4 日
男女平等・共同参画課

高岡市男女平等推進プラン（第 3 次：R9-R18）の策定について

1 策定の趣旨

本市では、平成 29 年度から令和 8 年度までを計画期間とする『高岡市男女平等推進プラン(第 2 次)』に基づき、男女平等・共同参画社会の実現に取り組んでいる。

また、令和 4 年度から令和 8 年度までを計画期間とする『高岡市DV対策基本計画(第 3 次)』に基づき、被害者の立場に立った支援と暴力を生み出さない社会の実現に取り組んでいるところ。

両計画の計画期間が令和 8 年度に終了することから、これまでの成果や課題、社会情勢の変化、国や県の動き、市民意識の変化等を踏まえ、次期計画を策定する。

2 計画策定及び法律整備等の経緯（H17：新高岡市発足以降）

年度	○：計画策定 ◇法律施行等に伴う計画策定の努力義務化等
H19	○第 1 次男女平等推進プラン（H19-H28）策定 （DV・女性活躍推進・困難女性支援施策含む） ◇市町村においてDV対策基本計画策定が努力義務化（※ 1）
H23	○第 1 次男女平等推進プラン見直し・後期事業計画（H24-H28）策定 （女性活躍推進・困難女性支援施策含む） ○第 1 次DV対策基本計画（H24-H28）策定
H24	◇男女平等推進センターに配偶者暴力相談支援センター機能を設置
H27	◇市町村において女性活躍推進計画策定が努力義務化（※ 2）
H28	○第 2 次男女平等推進プラン（H29-H38）策定 （女性活躍推進計画を位置づけ・困難女性支援施策あり） ○第 2 次DV対策基本計画（H29-H33）策定
R3	○第 2 次男女平等推進プラン見直し・後期事業計画（R4-R8）策定 （女性活躍推進計画を位置づけ・困難女性支援施策含む） ○第 3 次DV対策基本計画（R4-R8）策定
R6	◇市町村において困難女性支援計画策定が努力義務化（※ 3）

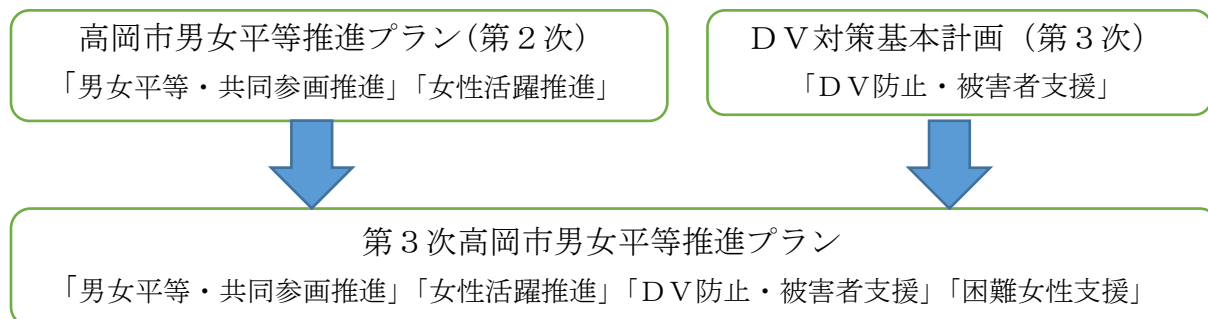
※ 1：配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律改正

※ 2：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行

※ 3：困難な問題を抱える女性への支援に関する法律施行

3 次期計画策定の考え方

これまで「高岡市男女平等推進プラン（女性活躍推進計画として位置付け済）」と「高岡市DV対策基本計画」の2本建てで策定してきたが、次期計画では「高岡市男女平等推進プラン」を「困難女性支援計画」としても新たに位置付け、「高岡市DV対策基本計画」と統合し、一体的な展開を図っていきたい。



4 次期計画の視点案

- (1) あらゆる分野において、男女が平等に参画できる環境づくり
 - ・ 固定的な性別役割分担意識や社会慣行、無意識の思い込みの解消
- (2) 仕事と生活の調和が保たれ、男女がともに活躍できる環境づくり
 - ・ 女性の登用・活躍の推進
 - ・ 仕事と生活の調和の推進
- (3) 個人が尊重され、誰もが安心して暮らせる環境づくり
 - ・ DV対策、困難を抱える方の支援

5 策定体制

(1) 高岡市男女平等推進市民委員会

高岡市男女平等推進条例に基づき、市長の諮問に応じ、男女平等・共同参画の推進に関する事項の審議を行う。

① 委員の構成 16名

② 起草委員(策定部会)

市民委員の中から起草委員を8名選任し、事務局が作成する次期計画の素案について検討・協議しながら作業を進めるものとする。

(2) 高岡市男女平等推進庁内連絡会議

男女平等推進市民委員会の調査・審議に資するため、庁内連絡会議を開催する。

6 策定にかかる主なスケジュール（予定）

- | | |
|------|-------------------------|
| 6月4日 | 第1回男女平等推進市民委員会（諮問） |
| 9月 | 第1回策定部会（計画素案の検討・協議） |
| 10月 | 第2回男女平等推進市民委員会（計画素案の審議） |
| 11月 | パブリックコメント（意見募集） |
| 1月 | 第2回策定部会（最終案の検討・協議） |
| 2月 | 第3回男女平等推進市民委員会（答申） |
| 3月 | 計画策定 |